

## 藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例（案）

### 目次

#### 第1章 総則（第1条—第4条）

#### 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第5条）

##### 第2節 運営に関する基準（第6条—第35条）

##### 第3節 特例施設型給付に関する基準（第36条・第37条）

#### 第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第38条）

##### 第2節 運営に関する基準（第39条—第51条）

##### 第3節 特例地域型保育給付に関する基準（第52条・第53条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、本市における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （基本理念）

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前の子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの意思及び人格を尊重し、心身ともに健やかに育成されるようその運営を行わなければならない。

##### （用語の定義）

第3条 この条例において使用する用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び特定教育・保育施設の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

##### （一般原則）

第4条 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、藤枝市暴力団排除条例（平成 24 年藤枝市条例第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する暴力団員等（この項において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものであってはならない。

## 第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

### 第 1 節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第 5 条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第 27 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を 20 人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）の区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）の区分

(3) 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）及び 3 号認定子どもの区分

### 第 2 節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第 6 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第 21 条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を府令第5条第2項各号の規定による電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。
- 3 前項に掲げる方法によって提供する場合は、利用申込者が使用する電子計算機から当該文書を出力することができるものでなければならない。
- 4 電磁的方法により提供しようとする場合は、あらかじめ、利用申込者に対し、電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 5 利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び電磁的方法による提供の承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示

した上で、選考を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなくてはならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について、法第42条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第10条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等におい

て継続的に提供される特定教育・保育な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から府令第13条第2項の規定に基づいて支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額等との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（3号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらか

じめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- (1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- (2) 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育所保育指針
- (3) 幼稚園 幼稚園教育要領
- (4) 保育所 保育所保育指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第17条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第18条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第19条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

第20条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第24条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定教育・保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定教育・保育の提供を行う日(1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(利用定員の総数を超える利用申込があつた場合の選考方法を含む。)
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育

を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第23条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(掲示)

第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第25条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第26条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定子ども園及び保育所に限る。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第29条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第31条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1

項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに当該子どもの家族等に連絡を行わなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、速やかに市に報告しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第34条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第16条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 第13条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第20条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第33条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3節 特例施設型給付に関する基準

#### (特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。）が1号認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた2号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「1号認定子ども」とあるのは「1号認定又は2号認定こども」と、「1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「2号認定子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

#### (特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）が2号認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。）を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、

当該特別利用教育に係る 2号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 1号認定子どもの総数が、第 5 条第 2 項第 2 号の規定により定められた 1号認定子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第 7 条第 3 項及び第 8 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「利用の申込みに係る 1号認定子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る 2号認定子どもの数」と、第 13 条第 4 項第 3 号中「除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

### 第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第 1 節 利用定員に関する基準

（利用定員）

第 38 条 特定地域型保育事業の利用定員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭的保育事業 1人以上5人以下
- (2) 小規模保育事業 A 型及び B 型 6人以上19人以下
- (3) 小規模保育事業 C 型 6人以上10人以下
- (4) 居宅訪問型保育事業 1人

- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所ごとに、3号認定子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、従業員の小学校就学前子どもと、その他の小学校就学前子どもごとに定める 3号認定子どもに係る利用定員）を、満 1 歳に満たない子どもと満 1 歳以上の子どもに区分して定めるものとする。

#### 第 2 節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第 39 条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第 47 条で定める運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第 6 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る3号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条の第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定による市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、3号認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第42条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定地域型保育事業者等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第43条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させる

ための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合には、必要に応じて、当該特定地域型保育事業者に代わって特定教育・保育を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、当該事業所の従業員の小学校就学前子どもを除く。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たっては、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第44条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から府令第43条第2項の規定に基づいて支払いを受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育等の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるも

のの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第46条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第47条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第40条第2項に規定する選考方法を含む。）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項  
（勤務体制の確保等）

第48条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第49条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第50条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供も関

する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 保育所保育指針に基づき定める特定教育、保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定地域型保育を提供した際の提供日、内容その他必要な事項の記録に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 支給認定保護者に関する市への通知に係る記録
- (4) 苦情を受け付けた場合の苦情の内容等の記録
- (5) 特定地域型保育の提供により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

### 第3節 特例地域型保育給付に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の規定により定める地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る1号認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している3号認定子ども(特定利用地域型保育を提供する場合は当該特定利用地域型保育の対象となる2号認定子どもを含む。)の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第40条第2項及び第41条第2項の規定を除く。)を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の規定により定める地域型保育事業の認可基

準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る 2 号認定に該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している 3 号認定子ども（特別利用地域型保育を提供する場合は当該対象となる 1 号認定子どもを含む。）の総数が、当該事業所について定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

##### （特定保育所に関する特例）

2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定及び第 20 条の規定については、法附則第 6 条における委託費に関する規定に読替えたうえで適用し、第 7 条及び第 8 条の規定は適用しない。

3 特定保育所は、市から児童福祉法第 24 条第 1 項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

##### （施設型給付費等に関する経過措置）

4 特定教育・保育施設が 1 号認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第 14 条で規定する利用者負担額等の受領については、法附則第 9 条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行つたうえで適用する。

5 特定地域型保育事業者が 1 号認定子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第 44 条で規定する利用者負担額等の受領については、法附則第 9 条における経過措置の規定に基づき必要な読替えを行つたうえで適用する。

##### （連携施設に関する経過措置）

6 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第 59 条第 4 号の規定による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認

める場合は、第43条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。